

3.8 国際女性デー アピール



3.8 国際女性デーは、1857年にニューヨークで起きた工場火災で、多くの女性たちが亡くなったことを受け、3月8日に低賃金・長時間労働に抗議する集会が開かれたことが起源です。

その後、国連においてこの日は、「女性の権利と平等のために闘う記念日」と位置づけられ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳、人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、今も世界各国で様々な行動が展開されています。

連合は、1996年から、春季生活闘争の中に国際女性デーの行動を位置づけ、全国で行動を展開しています。2014 春季生活闘争において、連合は「今こそ賃上げ、デフレから脱却」をスローガンに、すべての働く者の処遇を改善し、底上げ、底支え、格差是正を求めています。同時に、男女平等課題として、「男女間の賃金格差および労働条件格差の是正」、「男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法の定着・点検」、「パートタイム労働者の総合的な労働条件の向上」に取り組んでいます。

男女平等社会を実現するために、今年の連合の3.8 国際女性デーの全国統一行動は、“均等法見直しを受けてー職場のジェンダーハラスメント、マタニティハラスメントをなくそう！”をテーマとして取り上げました。

昨年、労働政策審議会・雇用均等分科会における均等法の見直し議論では、連合は雇用における男女平等と性差別禁止を主張してきました。しかし、抜本的な法改正には至らず、省令・指針の改正にとどまったことは遺憾きわまりありません。

連合は、今後も抜本的な法改正を実現するため、各職場での均等法の周知・点検、定着活動に取り組み、審議会を通じ必要な法改正を求めていきます。また、連合組合員のみならず、全ての働く仲間との連携を強め、均等法を国際的な水準の法律にするべく今後も全力で運動を展開し、次回改正につなげていきます。

私たちは、本学習会に集まった一人ひとりの行動で、「男女が対等・平等で人権が尊重され」「すべての人にディーセントワークが保障され」「だれもがワーク・ライフ・バランスを実感し」「社会のあらゆる分野、とりわけ職場、労働組合における男女平等参画」が普通の姿である、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざします。

2014年3月8日

連合鳥取 2014 春季生活闘争・国際女性デー全国統一行動集会